

掛川市教育委員会規則第3号

掛川市教育委員会職名規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月24日

掛川市教育委員会教育長

(別紙)

掛川市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会職員職名規則（平成17年掛川市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号及び第3号中「係長」の次に「、センター長」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。